

茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市内において重度肢体不自由児等に児童福祉法（昭和23年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する治療を行う児童発達支援センターに対し、市が補助金を交付することにより障害児通所支援事業の円滑な運営を促進し、もって重度肢体不自由児等の在宅生活の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2 重度肢体不自由児等とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童のうち、児童福祉法第21条の5の7第1項の規定に基づき茨木市から障害児通所給付費等の支給の要否の決定を受けた者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第五号）別表第一（第一条関係）10に掲げる特別な医療が行われている児童（第4において「要医療行為対象児童」という。）
- (2) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児（第4において「発達障害児」という。）
- (3) 小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（第4において「乳幼児」という。）

(補助対象)

第3 補助の対象となる事業は、重度肢体不自由児等に児童発達支援（児童発達支援センターにおいて治療を行うものに限る。）を行う事業とする。

(補助金額)

第4 補助額は、次に定めるとおりとする。この場合において、第2の決定を受けた者が複数の区分に該当するときは、当該区分ごとの補助金の額を合算した額とする。

区分	補助金の額（日額）
要医療行為対象児童	1人当たり4,200円
発達障害児	1人当たり3,500円
乳幼児	1人当たり2,500円

(補助金の交付時期)

第5 補助金は、上半期分（4月分から9月分まで）及び下半期分（10月分から翌年3月分まで）に分けて交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に定める時期に補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に実績報告書を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適切と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第8 第7の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適切と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

※自署の場合は押印不要

茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金交付申請書

茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金（上半期分・下半期分）の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の内容
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
実績報告書

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金
（上半期分・下半期分）は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条件

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

※自署の場合は押印不要

茨木市重度肢体不自由児等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金
（上半期分・下半期分）を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額